

○ 財務省告示第百四十七号
平成二十八年五月十五日より告示する。
平成二十八年五月十五日に行はるに規定に基づき、
國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大藏

平成二十八年五月十五日）に發行した利付國債の發

行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生太郎

四 発行方法
三 用振替の法律及法項の適法
二 発行名称及び記述
一 条款特十利付三十回別会計に關する法律（平成二十三年法律第七十五号）
行 札価振の以下「振替法」による競争は受け付けけるも、日本銀行とし、その規

で競競とて価のし定あ争争う札価振の以下「振替法」による競争は受け付けけるも、日本銀行とし、その規

あ争争す得格決、めつ入入。以格替適下「振替法」による競争は受け付けけるも、日本銀行とし、その規

つ入入るらを定価らて札札に以下競争は受け付けけるも、日本銀行とし、その規

て札札もれ募を格れ、と發のる入受競た當時によ格にた入利大にとるをよ各札を申にがわう行の加込おそれ。以行重みいのにる、「札わする、の規

財同行に価額け争利率に付日本銀銀行とし、その規

務時によ格にた入利率に付日本銀銀行とし、その規

大臣行い發そり申にがわう行の加込おそれ。以行重みいのにる、「札わする、の規

各れ。（發重みいのにる、「札わする、の規

國る、下行平のて利お入価価一れる。そ規

債入価下価均應募率い札格格とる。そ規

市札格非格し募入とてで競競い入の定

五

イ

方募

入価法入
札格決
定
の

ハロ

六

口イ
發

入価・別債行争非者特国札非
競札格行札格第参市及入価・別債發競
争發競發競Ⅱ加場び札格第参市行争
入行争額行争非者特国發競I加場入

額額
面面
金金
額額
でで
千二
万兆
円千九
十億
円

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る參てしひ価一を場
入場も加、た価格國定特
札特の者財後格競債め別
発別にご務に競争市る參
行參よと大行争入場も加
一加るに臣われ入札特の者
と者發応がれ札發別にご
い・行募各るの行參よと
う第へ限國入募一加るに
。Ⅱ以度債札のい・行募
非下額市札のい・行募
価一を場で決う第へ限
格國定特あ定一。I以度
競債め別つを及非下額

九八

七

二

ハロイ

二八

払

振額最

替 額 面 金	低 入 札 發 競 II	行 債 格 競 I	争 別 市 競 加 場	非 債 競 I	者 債 競 加 場	特 札 行 競 II	国 格 争 競 加 場	行 札 非 競 II	争 債 競 I	者 債 競 加 場	特 札 国 行 競 II
------------------	-----------------------------	-----------------------	----------------------------	------------------	-----------------------	------------------------	----------------------------	------------------------	------------------	-----------------------	-----------------------------

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	五 百 四 十 八 億 三 千 七 百 八 万 六 千	千 九 百 十 八 億 三 千 七 百 九 百 九 十 八 万	四 千 九 百 十 六 億 二 千 九 百 九 十 八 万	千 六 万 四 百 六 百 九 百 九 十 八 万	五 兆 万 二 百 六 十 六 億 六 百 二 千 四 百 四 十 万	二 百 二 十 六 億 二 千 百 四 十 一 億 円	額 面 金 額 度 千 百 四 十 一 億 円
--	-------------	--	--	---	---	--	--	--

十四

三二

ロイ一
發

後第 初利入価・別債行争非者特国札非
の二 期札格第参市及入価・別債発競
利期 利発競II加場び札格第参市行争
子以 子率行争非者特国発競I加場、入

を毎 規下は期た期平年
支年 定、が金と成○
払四 す次そ銀額し二・
期月 $\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 2}$ る号の行を、十一
と十 期及翌休支次八パ
し五 日び営業払の年ト
、日 に第業う算十セ
各及 つ十日に式月ン
支び い五にたに十ト
払十 て号支當だよ五
期月 同に払たしり日
に十 じおうる、算を
お五 いへと支出支
い日 て以き払し払

錢額格 錢額 平す額の
六面 五面 成るの記
里金 厘金 二。整載
額 以額 十八数又
百 上百 八倍は
円 の円 年の記
に そに 四金録
つき れつ 月額は
ぞき ぞき 十に、
百 れ百 五よ最
円 の円 日る低
六 応六 も額
十 募十 の面
四 価二 と金

十
九
十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
者
札
參
加
入
場
所
支
払
利
還
金
額
償
償
期
限

平
成
二
十
八
年
四
月
十
五
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
日
額
本
面
銀
行
百
年
円
に
月
つ
き
百
日
円
利
子
三
十
年
払
う
月
十
五
月
日
間
に
属
す
る